

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害等の自然災害その他の大規模災害又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害が発生したとき（以下「災害時」という。）において、乙が市民（福山市内に居住する者を含む。）への被災者支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務の範囲（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第2条 乙が実施する支援業務の範囲は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に掲げられた業務とする。

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による支援の要請を受けたときは、要請された支援内容が行政書士業務として適格であることを確認した上で、速やかに要請内容による支援業務を実施するため、甲の要請場所に会員を派遣する等の措置を行うものとする。

2 乙は、前項の措置を行うときは、その内容を甲に通知するものとする。

（連絡調整）

第5条 甲及び乙は、前条の支援を行うための連絡体制を整え、被災者への支援に支障のないよう連絡調整に努めるものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会各支部に対して必要な調整を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定により第2条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、支援業務の状況について書面で報告を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定による行政書士の派遣に要する費用その他の支援の実施に要する費用は、乙の負担とする。

2 第4条の規定による支援業務以外の第2条に掲げる業務のうち、行政書士法第1条の2及び第1条の3第1号及び第2号に掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

(損害への対応)

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2025年(令和7年)3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から意思表示がないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定成立により、本協定書2通を作成し甲乙署名の上、各1通を保管する。

2024年(令和6年)4月3日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長

乙 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
会長

様式（第3条関係）

年（ 年） 月 日

災害時支援要請書

広島県行政書士会会長様

福山市長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

| | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 要請担当者 名前・電話 | 課名 職名 名前 電話 |
| 電話・ファクシミリ 等要請日時 | 年（ 年） 月 日（ ） |
| 要請内容 | |
| 場 所 | |
| 期 間 | 年（ 年） 月 日（ ）から 年（ 年） 月 日（ ）まで |
| 備 考 | |

【参照】災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（抄）
（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。